

## 他自治体の自治基本条例の構成

上田市 自治基本条例	飯田市 自治基本条例	小諸市 自治基本条例	千曲市 自治基本条例	ニセコ町 まちづくり基本条例	三鷹市 自治基本条例
前文	前文	前文	前文	前文	前文
●総則	●総則	●総則	●総則	●目的	●総則
目的	目的	目的	目的	目的	目的
定義	条例の位置づけ	条例の位置づけ	用語の定義	●まちづくりの基本原則	定義
条例の位置づけ	用語の定義	用語の定義	●まちづくりの基本原則	情報共有の原則	条例の最高規範性等
自治の基本理念	●自治の基本原則	自治の基本原則	情報共有の原則	情報への権利	●市民及び市民自治
●市民の権利及び責務	自治の基本原則	●各主体の権利、役割及び責務	情報への権利	説明責任	地域における市民の権利、責務等
市民の権利	市民主体の原則	市民の権利	説明責任	参加原則	市政における市民の権利、責務等
市民の責務	情報共有の原則	市民の役割	参加原則	●情報共有の推進	事業者等の権利、責務
●市議会の役割及び責務	参加協働の原則	市民活動団体の役割	●情報共有の推進	意思決定の明確化	●市議会
市議会の役割及び責務	●市民等の役割	区等の役割	意思決定の明確化	情報共有のための制度	市議会の役割、責務
市議会議員の責務	市民の権利	区への加入	情報共有のための制度	情報の収集および管理	市議会の立法活動、調査活動等
●市の役割及び責務	市民の役割	事業者の役割	情報の収集および管理	個人情報の保護	●執行機関
市長の役割及び責務	事業者の役割	市議会の責務	個人情報の保護	●まちづくりへの参加の推進	市長の責務
市の役割及び責務	●地域自治	市議会議員の責務	●まちづくりへの参加の推進	まちづくりに参加する権利	執行機関の連携及び協力
職員の責務	市民組織の尊重	市議会事務局の職員の責務	まちづくりに参加する権利	満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利	補佐職の設置等
●地域コミュニティ	地域自治の推進	市の執行機関の責務	満20歳未満の市民のまちづくりに参加する権利	まちづくりに関する町民の責務	●市政運営
地域コミュニティの役割	地域自治区	市長の責務	まちづくりに関する市民の責務	まちづくりに参加する権利の拡充	市の率先行動の基本原則
地域コミュニティへの参加	まちづくりのための委員会等	市の執行機関の職員の責務	まちづくりに参加する権利の拡充	●コミュニティ	基本構想及び基本計画の位置付け等
地域コミュニティへの支援	自治活動組織	●市政運営	●コミュニティ	コミュニティ	情報公開等
●情報共有	●市政運営	市長の公約	コミュニティ	コミュニティにおける町民の役割	個人情報の保護
情報の提供	協働して行う行政運営	総合計画	コミュニティにおける市民の役割	町とコミュニティのかかわり	パブリックコメント
情報の公開	市民意見の公募	財政運営	市とコミュニティのかかわり	●議会の役割と責務	説明責任
個人情報の保護	附属機関の委員の任命	行政評価	●市及び市議会の役割と責務	議会の役割	要望、苦情等への対応
●行政運営	情報の公開	附属機関等	市長の責務	議会の責務	オンブズマン
行政運営の基本	個人情報の保護	情報公開及び説明責任	執行機関の責務	議会の組織等	職員及び組織
(地域内分権の推進)	基本構想等	応答責任	市議会に関する基本的事項	議会の会議	適法・公正な市政運営
総合計画	●市議会の役割	個人情報保護	市議会の情報の公開及び提供	議会の会議	政策法務
財政運営	市議会の責務	公聴手続	市議会議員の責務	議会の会期外活動	行政サービス提供の基本原則
附属機関	開かれた議会運営	行政手続	危機管理体制	政策会議の設置	自治体経営
行政手続	市議会議員の責務	他の自治体との連携	組織	議員の役割及び責務	行政評価
説明責任	市議会議員の責務	●参加と協働	審議会等への参加	●町の役割と責務	監査
応答責任	政策の調査、審議のための機関	参加と協働の推進	意見・要望・苦情等への応答義務等	町長の責務	出資団体等
意見等の公募	市議会事務局職員の責務	まちづくりに関する連携	行政手続の法制化	就任時の宣誓	危機管理
行政評価	●市の執行機関の役割	●住民投票	●まちづくりの協働過程	執行機関の責務	●参加及び協働
●住民投票	市長の責務	住民投票	計画過程等への参加	政策法務の推進	計画の策定過程等
住民投票の実施	市の執行機関の責務	住民投票の請求	計画の策定等における原則	危機管理体制の確立	市民会議等の設置及び運営
住民投票の請求等	市の執行機関の組織運営	●その他	計画策定の手続	組織	コミュニティ活動
●協力、連携、交流等	説明責任	条例の見直し	●財政	審議会等への参加及び構成	協働のまちづくり
国及び県との協力	行政評価	●附則	総則	意見・要望・苦情等への応答義務等	学校と地域との連携協力
他の地方団体等との連携	財政状況の公表		予算編成	行政手続の法制化	出資団体及び他の官公庁との連携等
市外の人々との交流	市の執行機関の職員の責務		予算執行	法令の遵守	住民投票
多文化共生	●住民投票		決算	●計画の策定過程	●政府間関係
●附則	住民投票		財産管理	計画過程等への参加	国、東京都との政府間関係
施行期日	●条例の見直し		財政状況の公表	計画の策定等における原則	他の自治体との連携
条例の見直し	条例の見直し		●評価	計画策定の手続	海外の自治体等との連携及び国際交流の推進
	●附則		評価の実施	計画進行状況の公表	●附則
			評価方法の検討	●財政	
			●市民投票制度	総則	
			市民投票の実施	予算編成	
			市民投票の条例化	予算執行	
			●連携	決算	
			市外の人々との連携	財産管理	
			近隣自治体との連携	財政状況の公表	
			広域連携	●評価	
			国際交流及び連携	評価の実施	
			●条例制定等の手続	評価方法の検討	
			条例制定等の手続	●町民投票制度	
			●まちづくり基本条例の位置付け等	町民投票の実施	
			この条例の位置付け	町民投票の条例化	
			条例等の体系化	●連携	
			●この条例の検討及び見直し	町外の人々との連携	
			●附則	近隣自治体との連携	
				広域連携	
				国際交流及び連携	
				●条例制定等の手続	
				条例制定等の手続	
				●まちづくり基本条例の位置付け等	
				この条例の位置付け	
				条例等の体系化	
				●この条例の検討及び見直し	
				●附則	
住民投票関係	50分の1以上連署 ⇒市長：公表・議会へ付議 ⇒市長：住民投票に関わる条例案提出できる ⇒議員：議員定数の1/12以上の賛成で条例案を市議会へ提出（逐次型）	50分の1以上（16歳以上）の連署 ⇒市長：議会へ付議 ⇒議員：議員定数の1/12以上の賛成で発議できる、市長：自ら発議できる ⇒市議会出席議員の過半数の賛成で実施 市長：署名が1/4を超えれば実施しなければならない（住民投票については別に条例で定める）	市民投票制度を設けることができる 実施する場合は市民投票結果の取り扱いをあらかじめ明らかにする	市民投票制度を設けることができる 実施する場合は市民投票結果の取り扱いをあらかじめ明らかにする	50分の1以上（18歳以上）の連署、条例案を添付 ⇒市長：議会へ付議 地方自治法に基づく規定による
地域コミュニティへの参加	積極的に参加するよう努める	本市に住むものは区へ加入しなければならない。	市民は担い手としてコミュニティの役割を認識しコミュニティを尊重し守り育てる。	市民は担い手としてコミュニティの役割を認識しコミュニティを尊重し守り育てる。	—